埼玉県ＳＤＧｓポータルサイトに掲載するＰＲ動画の取扱基準

１　目的

本取扱基準は、埼玉県ＳＤＧｓポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）に掲載するＰＲ動画について必要な事項を定めるものとする。

２　申請対象者

申請対象者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）埼玉県ＳＤＧｓパートナーとして登録された者

（２）埼玉県ＳＤＧｓ官民連携プラットフォーム会員

（３）ＳＤＧｓの普及推進に資する活動を行っている県内市町村

（４）ＳＤＧｓのいずれかのゴールに資する事業を実施し、県民に対してその取組を広く普及啓発する必要がある埼玉県各部局の課所

３　掲載要件

掲載する動画コンテンツは次の各号の要件を満たすものとする。

（１）ＳＤＧｓに資する活動等についてのＰＲ動画とする。ただし、営利を目的とした商品・サービス等のＰＲ動画は掲載することはできない。

（２）ＳＤＧｓを普及啓発する対象は県民向けとし、特定の対象者に向けた動画でないこと。

（３）ＰＲする活動がＳＤＧｓのどのゴールに資するものか明確にし、ピクトグラムを利用するなど、視聴者に伝わりやすいものとすること。

（４）誤った情報でないこと。

（５）他者の著作権、肖像権、意匠権、商標権、特許の侵害等法令違反がないこと、又はそのおそれがないこと

（６）ＰＲ動画のファイル形式が次のいずれかであること。

MOV / MP4 / AVI / WMV / MPG / FLV / 3GP / WebM

（７）音声で表現されている情報を字幕として付与すること。

４　申請からポータルサイトへのアップロードまでの流れ

（１）ＰＲ動画のアップロード希望者は「埼玉県ＳＤＧｓポータルサイトに掲載するＰＲ動画アップロードに係る承認申請書（様式第１号)」に必要事項を記入のうえ、企画書（デザイン、レイアウト図、原稿等）やその他参考となる書類を添付し、次のアドレス宛てに送付する。
計画調整課総括・ＳＤＧｓ推進担当＜a2130-06@pref.saitama.lg.jp＞

（２）計画調整課総括・ＳＤＧｓ推進担当において申請内容を確認後、「３　掲載要件」を満たす場合は、ＰＲ動画アップロード希望者に「埼玉県ＳＤＧｓポータルサイトに掲載するＰＲ動画アップロードに係る承認書（様式第２号)」を送付する。

（３）承認書を受け取ったＰＲ動画アップロード希望者は、ＰＲ動画を計画調整課総括・ＳＤＧｓ推進担当に提出する。

（４）ＰＲ動画の内容が「３　掲載要件」を満たす場合、県はポータルサイトにアップロードする。ただし、同掲載基準を満たさない場合は、修正指示等を行い、基準を満たした段階でポータルサイトにアップロードする。

（５）「３　掲載要件」を満たさない動画等に対して県が行う修正指示等に対応しない場合、ポータルサイトへのアップロードの承認を取り消す場合もある。

５　その他

（１）アップロードした動画を取り下げるのには一定の期間を要する。

（２）県は、ＳＤＧｓの普及啓発のためにＰＲ動画をホームページ、ＳＮＳ、動画配信サイト等に掲載し、使用できるものする。

（３）申請動画に関する肖像権や著作権等に関する責任は申請者が負うものとし、ＰＲ動画に関し第三者の権利侵害が認められた場合、その他の問題が発生した場合には、県は一切の責任を負わず、その責任は申請者自身に帰属するものとする。

※参考

（許可の例・・・ＳＤＧｓに資する活動や取組等をベースにした企業等の PR となる動画）

我々〇〇株式会社では、ＳＤＧｓのゴール〇「■■」に貢献するため、〇〇という商品（サービス）の取り扱いを通じ、〇〇のような環境（社会・経済）面に配慮した取組を実施しています。

（不許可の例・・・営利目的とした商品・サービスをＰＲするもの等）

我々〇〇株式会社では、〇〇という商品を〇〇円で提供しています。これは～～。

（自治体の PR 例）

埼玉県（県内市町村）では、ＳＤＧｓのゴール〇「■■」に貢献するため、〇〇の活動を実施しています。本活動では県民の皆様に〇〇〇を御協力いただくことで～～を実現し、〇〇を達成することを目的としています。県民の皆様の参加を是非お待ちしております。お問い合わせは〇〇部〇〇課まで（写真や動画、ＳＤＧｓゴールのピクトグラム、県ＨＰ等のＵＲＬ・ＱＲコードなどを挿入し、視聴者にとって内容が分かり易いものとすること。）